

議案第 6 2 号

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年 8 月 2 9 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投票管理者、
開票管理者及び投票立会人の報酬の額を改めたいので、この案を提出するものである。

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,700円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,200円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,800円」を「10,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。